

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ン プ ラ ス 代表者名 代表取締役社長 横田 大輔 (コード番号 6961 東証第一部) 問合せ先 取締役兼専務執行役員経営企画管理本部長 酒井 崇

電話番号 048 (253) 3131

「内部統制システム構築のための基本方針」の一部改定に関するお知らせ

株式会社エンプラス(以下「当社」といいます。)は、平成27年4月30日開催の取締役会において、本年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、本方針の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制:

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できるものとしております。

2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制:

損失の危険の管理への取組みとして、<u>グループ全体のリスク管理について定める</u>「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定される<u>グループ全体の</u>リスクに関し事前に察知し、リスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行っております。

3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制:

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関として<u>グループ全社レベルの</u>経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、<u>グループ</u>全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行っております。

4. <u>当社及び子会社の</u>取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制:

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラス行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続しております。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制:

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、当社及び子会社の取締役が出席する部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけております。

6. <u>その他の当社</u>並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制:

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けております。

7. <u>当社の</u>監査役がその職務を補助するべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制:

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者<u>(以下「補助使用人」といいます。)</u>を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査役は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

8. 補助使用人の<u>当社の</u>取締役からの独立性<u>及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確</u> 保に関する体制:

監査役の監査業務を補助するために指名された<u>補助</u>使用人は、監査役からの監査業務に係る命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。<u>また、当社は、内部規定において、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従うべき旨、及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記しております。</u>

9. <u>当社の</u>取締役及び使用人が<u>当社の</u>監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会 または監査役への報告に関する体制:

取締役及び使用人は、法令或いは定款に違反するまたはその恐れがある行為、会社の業務或いは 業績に重大な影響を与えるまたはその恐れがある事項について、監査役に直接報告することができ るものとしております。常勤監査役は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経 営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、 当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けております。

10. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査役会または監査役への報告に関する体制:

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会または監査役に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部等が、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する体制を整備し

ております。

11. 監査役会または監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制:

当社は、当社グループの監査役会または監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職 員に周知徹底しております。また、当社グループの内部通報規定においては、当該通報をしたこと 自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しております。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制:

監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。 また、監査役会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制:

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進しております。

14. <u>当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行</u>について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項:

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理します。また、監査役会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さらに、当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けております。

15. 反社会的勢力排除に向けた体制:

当社及びグループ会社は、「エンプラス行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備しております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底しております。

以 上